



文京区  
シンボルマーク



# 区報 ふんきよ

令和3年  
(2021) **3/29**

発行/文京区  
編集/福祉部高齢福祉課、介護保険課  
〒112-8555 文京区春日1-16-21

代表 ☎ **(3812) 7111**  
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>

▲区制70周年を契機に  
制定した区のシンボル  
マークです。

## 高齢者・介護保険事業計画(令和3～5年度)特集号

### “高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり” ～地域包括ケアシステムの実現～

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、区では、団塊世代が75歳以上となる令和7年(2025年)に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とすべく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を積極的に推進していきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを推進するため、以下4つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

#### 地域でともに支え合うしくみを充実させます

- 区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成するとともに、ボランティア、NPO、地域団体等が提供するサービスを効果的に展開できるよう支援していきます。
- 医療と介護を必要とする高齢者や認知症の人を地域で支えるため、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。
- 介護を行っている家族等の心身の負担や孤立感等を軽減させるため、相談体制や情報提供等の充実を図るとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

#### サービスの充実と住まいへの支援に取り組んでいきます

- 居宅サービスをはじめ、地域密着型サービスなど、その人に合った介護サービスを適切に提供できる更なるサービス基盤の充実とともに、介護サービス事業者のスキルアップを支援し、質の高い介護サービスが確保される取組を推進していきます。
- 介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。
- 安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

#### 健康で豊かな暮らしを実現します

- 高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進するための取組を推進していきます。
- 介護等が必要になる状態を予防するとともに、介護等が必要な状態になっても状態の軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができる取組を推進していきます。
- これまで生活の中心が職場にあった団塊の世代やひとり暮らし高齢者が、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

#### いざという時のための体制を整えます

- 高齢者緊急連絡カードの利用促進を図るとともに、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等(避難行動要支援者)の安否確認や避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。
- 避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、地震に強い住まいづくりへの支援を推進していきます。
- 介護サービスを提供する事業者が災害時や新たな感染症の拡大時等にも通所者、入所者及び利用者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

#### 令和3年度 主な重点施策

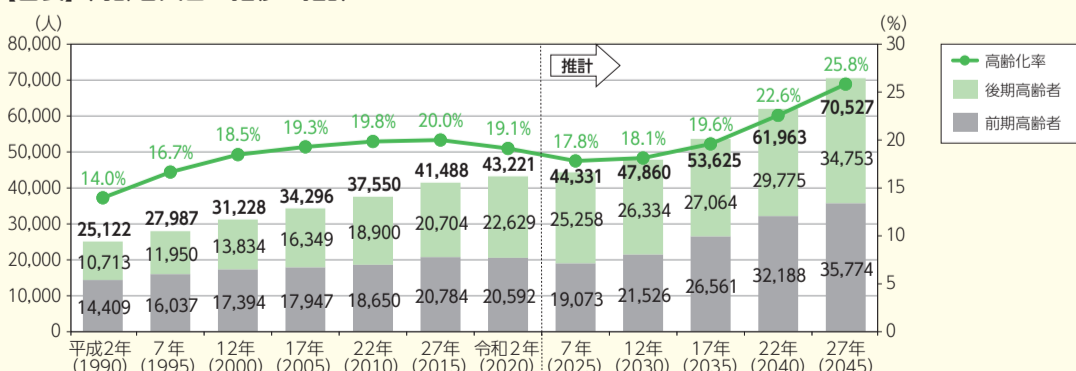
##### 認知症検診等事業

認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発と、本人による認知症の早期の気づきを支援するため、55～75歳までの5歳ごとの節目検診を実施します。検診では、認知機能測定デジタルツールによる脳の健康度測定を行い、結果について医師からのアドバイスがあるほか、必要に応じて医療機関や、看護師による6か月間の支援等につなげます。



### 文京区の75歳以上の高齢者は年々増加することが見込まれます

【図表】高齢者人口の推移と推計



※グラフ上の数値は高齢者の人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。  
※「高齢化率」は、人口に占める65歳以上人口の割合。「前期高齢者」は65～74歳、「後期高齢者」は75歳以上の高齢者。  
資料：【平成2～令和2年】住民基本台帳(1月1日現在) 【令和7年以後】「文の京」総合戦略(令和2年3月)の推計方法に基づき算出

文京区では令和2(2020)年1月1日現在、区民の約**5人に1人**が高齢者となっています。

団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、高齢者人口に占める後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を大きく上回ることが見込まれます。

また、2年度における要介護・要支援認定率を年齢別に見ると、前期高齢者の認定率は5.2%以下にとどまる一方、後期高齢者においては、**80～84歳の認定率が26.7%、85～89歳が49.7%、90歳以降になると80.7%**になっており、年齢が上がるにつれて認定率も大幅に上昇しています。

今後、要介護・要支援認定を受ける後期高齢者の増加に伴い、介護給付費も増加すると見込んでいます。

# 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。

区では、社会福祉協議会と緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。そして、地域包括ケアシステムの実現に向けて、区民の皆様とともに地域づくりを進めていくため、本区では、3つのメッセージ「(何かを)はじめる」、「(誰かと)つながる」、「(地域で)みまもる」を発信しながら、次の重点的取組を推進します。



## 重点的取組事項

### 重点1 フレイル予防・介護予防の取組の推進

- フレイル(虚弱)予防・介護予防の普及啓発等
- 高齢者の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合い
- 医療専門職等の関与による効果的な取組の推進

### 重点2 地域での支え合い体制づくりの推進

- 社会的役割を担うことによる高齢者の生きがいづくり
- 住民主体の通いの場等の拡充
- 地域ケア会議の推進

### 重点3 認知症施策の推進

- 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発
- 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり
- 認知症の本人や家族を支える地域のネットワーキングづくり

### 重点4 在宅医療・介護連携の推進

- 在宅医療や介護サービスに関する普及啓発
- 地域における医療・介護資源の把握等
- 医療・介護関係者間の連携・情報共有の支援

### 重点5 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の機能強化

- 適切な人員体制の確保等
- 高齢者あんしん相談センターと区との連携強化
- 他の相談支援機関等との連携強化

### 重点6 高齢者の居住安定に係る支援の推進

- 既存の住宅ストックを活用した高齢者の住居確保
- 文京区居住支援協議会の設置
- 公営住宅の管理運営

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって文京区全域で支え合える地域づくりを進めています。

区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家族のために、誰かのために、できることを探して何かをはじめてみませんか。

何かをはじめることで誰かとつながり、誰かとつながることで、地域とつながり、文京区全域で高齢者を穏やかにみまもりながら、安心して暮らせる地域づくりをともに進めていきましょう。



## 令和3年介護保険制度の主な改正点

4月から

- 介護保険料を据え置きます(4面をご覧ください)
- 介護報酬が改定されます

介護報酬の改定【全体でプラス0.7%増(うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価が0.05%増(令和3年9月30日までの間))】により介護サービス・介護予防サービスの利用料金が変わります。また、サービスの内容や事業所の職員配置体制等により、利用料金の各種加算が設けられます。加算の内容は、事業所ごとに異なりますので、ご利用の事業所又はケアマネジャーへご確認ください。

8月から

- 高額介護サービス費等の住民税課税世帯の方の利用者負担上限額が一部変更されます。
- 介護保険施設利用時の食費・住居費の負担軽減制度について、対象要件等が一部変更されます。



### 「高齢者・介護保険事業計画」をご覧になれます

計画の詳しい内容は、行政情報センター(シビックセンター2階)、図書館、区ホームページ等でご覧になれます。概要版は介護保険課、高齢者あんしん相談センター等で配布します。

行政情報センターで販売します

▶「高齢者・介護保険事業計画」(1,080円)

区ホームページには、右記二次元コードからアクセスできます▶



## 第8期介護基盤整備計画

第8期計画期間の介護サービスの基盤整備は、公有地等の活用も視野に入れながら、令和7年度までの整備方針等を踏まえた民間事業者による整備を進めるとともに、中・長期的な視点に基づき、高齢者が可能な限り在宅で安心して暮らせる体制整備について検討していきます。

事業種別	第8期整備計画
<b>地域密着型サービス</b>	施設数(定員)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※1	1(45)
小規模多機能型居宅介護 ※2	1(29)
看護小規模多機能型居宅介護 ※3	
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	1(18)
<b>居宅サービス</b>	
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	1(73)

※1 定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を日中・夜間を通して受けられるサービス。

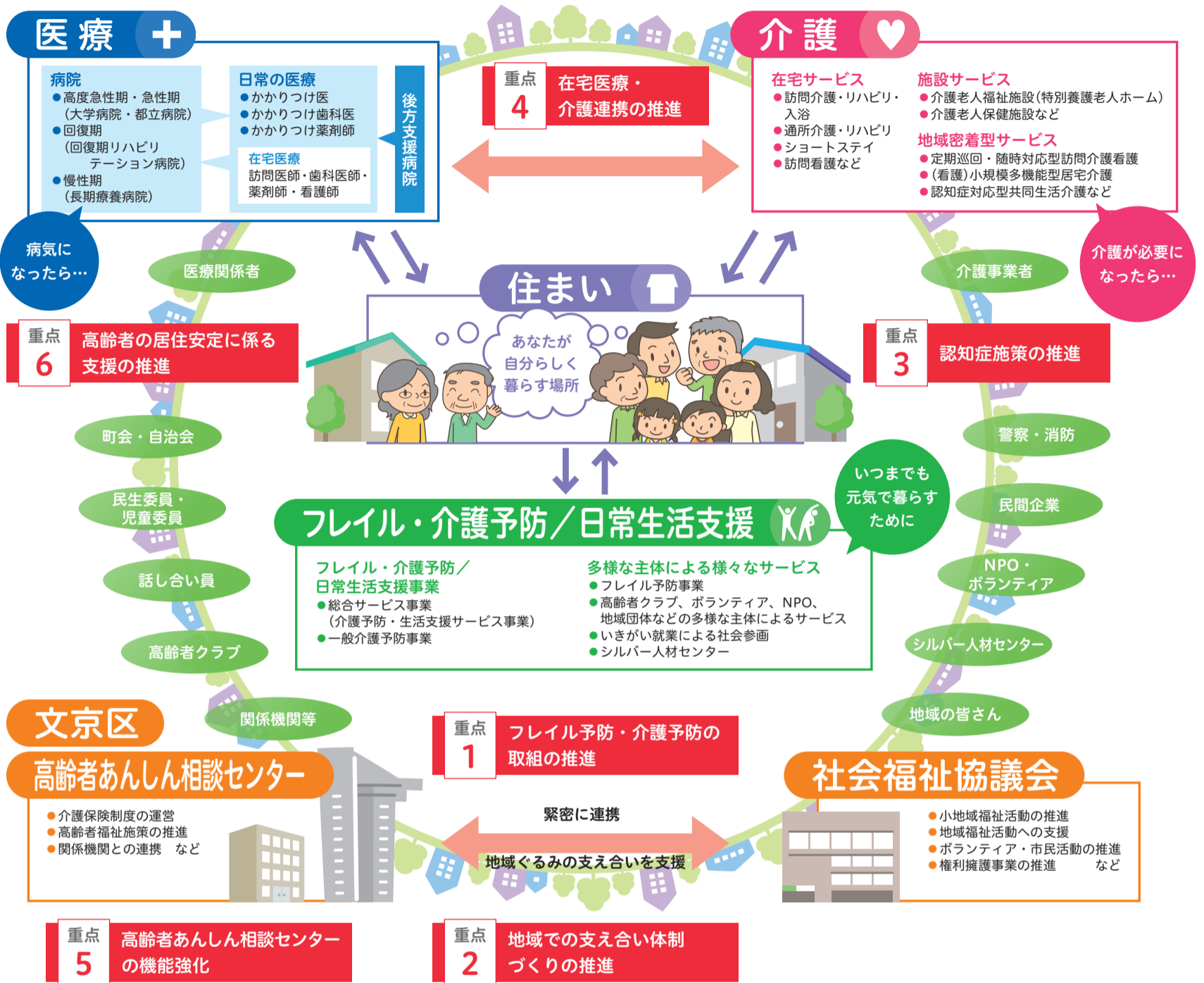
※2 通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊を組み合わせた多機能なサービス。

※3 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や看護のケアが受けられるサービス。

●介護保険課介護保険管理係 ☎(5803)1389

## 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちへ

～「地域包括ケアシステム」のイメージ図～



## 高齢者・介護保険に関するお問い合わせ先

### 高齢者に関する相談窓口

#### ■ 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)

高齢者あんしん相談センターは、区が設置する高齢者総合相談窓口です。保健師・看護師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの専門職員が相談に応じます。

日常生活圏域	問合せ先	所在地	電話
富坂	高齢者あんしん相談センター富坂	白山5-16-3	(3942)8128
	高齢者あんしん相談センター富坂分室	小石川2-18-18	(5805)5032
大塚	高齢者あんしん相談センター大塚	大塚4-50-1	(3941)9678
	高齢者あんしん相談センター大塚分室	音羽1-15-12	(6304)1093
本富士	高齢者あんしん相談センター本富士※	湯島4-9-8	(3811)8088
	高齢者あんしん相談センター本富士分室	西片2-19-15	(3813)7888
駒込	高齢者あんしん相談センター駒込	千駄木5-19-2	(3827)5422
	高齢者あんしん相談センター駒込分室	本駒込2-28-10	(6912)1461

- 高齢者あんしん相談センター(分室を除く)の開設時間は、月～金曜＝9：00～19：00、土・日曜、祝日、12/29～1/3＝9：00～17：30です。
- 分室の開設時間は、月～土曜＝9：00～17：30です。日曜、祝日、12/29～1/3はお休みです。
- ※ 高齢者あんしん相談センター本富士は、令和3年度中に移転予定です。

- **区の相談窓口** 高齢者福祉に関する相談窓口として、高齢者の様々な相談を受け、各種サービス等の説明・案内等を行います。
  - 高齢福祉課高齢者相談係 ☎(5803)1382

### 介護保険に関するお問い合わせ先

- 相談・苦情に関すること
  - 介護保険課介護保険相談係 ☎(5803)1383
- 申請・調査に関すること
  - 介護保険課認定調査係 ☎(5803)1377
- 認定審査に関すること
  - 介護保険課認定審査係 ☎(5803)1378
- 被保険者の資格の得失・保険料に関すること
  - 介護保険課資格保険料係 ☎(5803)1379
- 介護給付・介護予防給付・総合サービス事業給付に関すること
  - 介護保険課給付係 ☎(5803)1388
- 事業者の指導・地域密着型サービス等の整備・指定に関すること
  - 介護保険課事業指導係 ☎(5803)1204
- 事業計画に関すること
  - 介護保険課介護保険管理係 ☎(5803)1389

#### ■ 東京都国民健康保険団体連合会

介護サービスの苦情に対応する専門機関です。受け付けた苦情について調査し、必要に応じて事業者を指導します。

- 介護相談窓口 ☎(6238)0177

介護サービスの利用については、介護サービス事業者と施設や介護支援専門員(ケアマネジャー)も、利用者や家族からの相談に対応します。

## 65歳以上の方の介護保険料をお知らせします

第8期(令和3～5年度)における65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、介護給付費と地域支援事業費の見込額及び第1号被保険者の負担割合等を基に算定しました。

### 介護保険の財源構成

介護保険の財源は、国・都・区で負担する公費(50%)と、40歳以上の被保険者が負担する保険料(50%)で構成されています。このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から**23%**に、第2号被保険者(40～64歳)の負担割合は28%から27%に見直されました。

### 介護保険事業費の増加

第8期における介護保険事業費は、第7期に比べて約1.1倍、約484億2千万円となる見込みです。

そのうち、介護給付費は約**459億円**、地域支援事業費は約**25億円**と見込んでいます。

		介護保険事業費		
		介護給付費(円)	地域支援事業費(円)	
第7期	実績	平成30年度	133億8千万	7億6千万
		令和元年度	137億3千万	7億4千万
		2年度	142億0千万	7億1千万
		計	413億1千万	22億1千万
第8期	推計	3年度	148億3千万	8億4千万
		4年度	153億3千万	8億4千万
		5年度	157億4千万	8億4千万
		計	459億0千万	25億2千万

※平成30・令和元年度は実績。2年度以降は見込額  
※表中の数値は百万円単位を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合あり

### 第1号被保険者の介護保険料基準額

第1号被保険者の保険料の総額は、第8期の3年間で**122億1千万円**と見込まれ、1人当たりの介護保険料基準額は月額で**6,020円**となりました。

なお、介護給付費準備基金を活用することにより、保険料の低減を行っています。

### 第1号被保険者の所得段階別の保険料(令和3～5年度)

第8期(令和3～5年度)

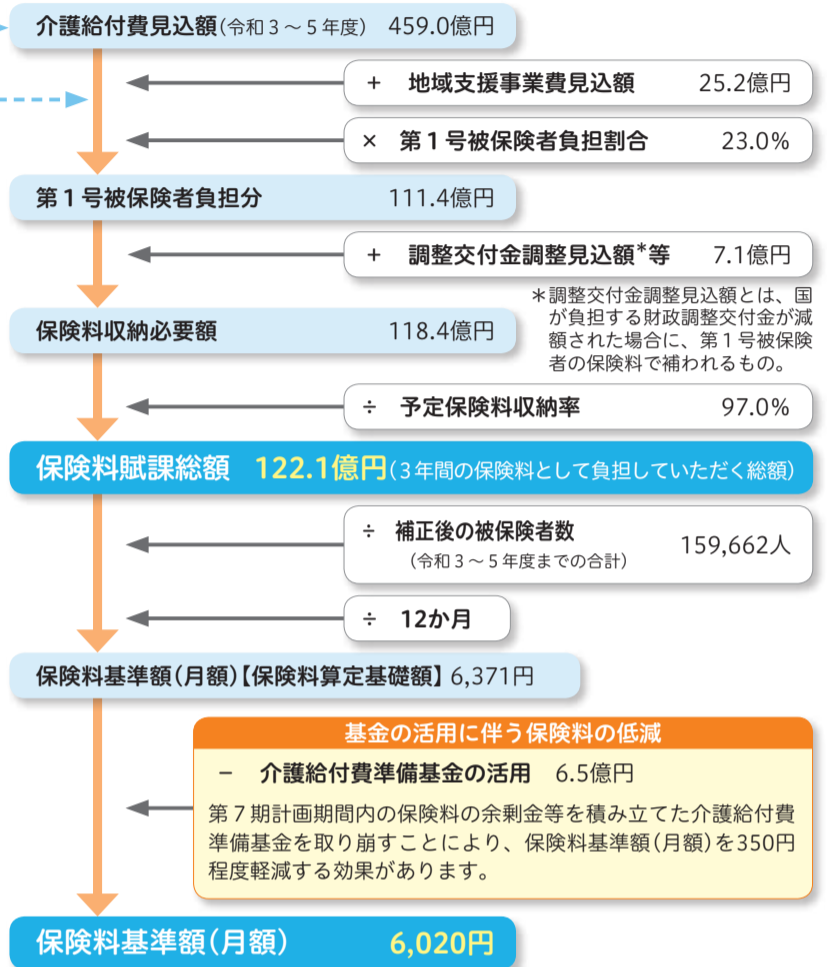
所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料(円) (月額保険料)(円)	第7期との差額(円)
第1段階	生活保護の受給者 世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.30	21,700	0
			(1,800)	0
第2段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計	0.45	32,500	0
第3段階			120万円超	0
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	0.85	61,400	0
第5段階(基準額)			80万円超	0
第6段階	本人が住民税課税 合計所得金額	1.15	83,100	0
第7段階			120万円以上210万円未満	0
第8段階			210万円以上320万円未満	0
第9段階			320万円以上400万円未満	0
第10段階			400万円以上500万円未満	0
第11段階			500万円以上750万円未満	0
第12段階			750万円以上1,000万円未満	0
第13段階			1,000万円以上2,000万円未満	0
第14段階			2,000万円以上3,000万円未満	0
第15段階			3,000万円以上	0

※月額保険料は、目安として百円単位で表示

※第1段階から第3段階までの基準額に対する割合については、保険料軽減実施後の割合。  
(本来の割合) 第1段階…0.50 第2段階…0.70 第3段階…0.75

※介護報酬の影響等により、保険料率は変更となる場合あり

### 第1号被保険者保険料の算定手順



参考 第7期(最終年度 令和2年度)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料(円) (月額保険料)(円)	
第1段階	生活保護の受給者 世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.30	21,700	
			(1,800)	
第2段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計	0.45	32,500	
第3段階			120万円超	0
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	0.85	61,400	
第5段階(基準額)			80万円超	0
第6段階	本人が住民税課税 合計所得金額	1.15	83,100	
第7段階			120万円以上200万円未満	0
第8段階			200万円以上300万円未満	0
第9段階			300万円以上400万円未満	0
第10段階			400万円以上500万円未満	0
第11段階			500万円以上750万円未満	0
第12段階			750万円以上1,000万円未満	0
第13段階			1,000万円以上2,000万円未満	0
第14段階			2,000万円以上3,000万円未満	0
第15段階			3,000万円以上	0

● 介護保険課介護保険管理係 ☎(5803)1389

● 介護保険課資格保険料係 ☎(5803)1379